



「メーデー」って何？

今年は、冬の雪も少なかったのもあり、すっかり春めいてきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？また、日頃より連合活動にご尽力されていることに敬意を表します。

春といえば「メーデー」ですが、今年は全国的に猛威を振るっておりますコロナウイルスの関係で、第91回メーデーむつ地区祭典は残念ながら中止となりました。組合員と家族の生

命、健康を考えると、いたしかないことだとおもいます。

中止となったメーデーですが、今回はこのメーデーの歴史を記載いたします。一緒に勉強しましょう。

GWの頃になると、毎年ニュースで取り上げられる「メーデー」。全国で10万人以上が参加する大イベントですが、その起源は意外に知られていません。メーデーは、英語で書くと”May Day”。古くからヨーロッパでは「夏の訪れを祝う日」とされ祝日とされてきましたが、始まりは1886年5月1日、アメリカのシカゴで、1日12～14時間勤務が当たり前だった労働環境の改善を求めて労働者がゼネラルストライキ（全国的な規模で行われる労働争議）を起こし、8時間労働の実現を要求したことに由来します。

以降、労働者たちが集まり、権利を主張する日として、ヨーロッパをはじめ各地に広がったのがメーデーです。今では5月1日を「労働者の祭典」として祝日とする国も多く、この日は世界中で労働者たちのイベントや、デモ行進などが行われています。

日本も例外ではありません。連合では毎年この時期に、東京での中央大会に加え、各地でも地方大会が開かれ、大規模なイベントを実施しています。

日本では1920年5月2日に第1回メーデーが東京・上野公園で開かれました。第二次世界大戦中は政府により開催が禁止されましたが、戦後、労働組合の活動再開とともに再び開かれるようになり、日本の労働者の地位や労働条件の向上、権利拡大をはじめ、人権・労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求に深く貢献し、その役割を果たしてきました。

メーデーには各産業別に組織される産業別労働組合組織（産別）や産別を構成している単位労働組合（単組）から組合員が結集し、労働者の地位や労働条件の向上にとどまらず、人権や労働基本権の確立、民主主義の発展、恒久平和の希求など、社会に向けてメッセージを発信しています。

昨年も、全国地方連合会や地域協議会により500以上の会場でメーデーが開催され、東京の中央大会では40,000人もの組合員が集まり、連合が掲げる“暮らしの底上げ”の実現を誓い合いました。

またメーデーは、産別・単組の垣根を越えた組合員同士の貴重な交流の場でもあります。そして、家族みんなで楽しめるイベントへと発展しています。「労働者の団結と主張の場」から「働くすべての仲間の祭典」へ。メーデーの位置づけは、時代の流れとともに変化しているのです。

中止となりました今年のスローガン

「平和・人権・環境を守り 公正で持続可能な社会をめざす

働く仲間の笑顔あふれる 未来をつくろう」



むつ市に対して新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急要請（予定）

下北地域協議会はむつ市に対して「新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急要請行動」を実施する予定です。日時は、【調整中】

連合下北発第31-32号
2020年4月 日

むつ市長 宮下 宗一郎 殿

日本労働組合総連合会青森県連合会
会 長 内 村 隆 志

日本労働組合総連合会青森県連合会
下北地域協議会副議長 米 沢 智 憲

新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急要請

貴職におかれては、ますますご清栄のことお喜び申し上げます。

日ごろは連合青森の活動にご理解を頂いていることに感謝申し上げます。

さて、現在新型コロナウイルスの感染拡大に伴う様々な対応により、経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じており、経済、社会、雇用に深刻な影響を及ぼしております。この間、連合本部は働く者・生活者の立場から、政府・各政党に対し緊急要請を実施し、小中高校などの臨時休校に伴う各種対応、およびサプライチェーン全体の維持・確保などを求めて参りました。また、緊急労働相談で寄せられた多くの方々から直面する、働くうえでの困難に向き合い、対応を図ってきたところであります。

リーマンショック以上とも指摘される今回のコロナショックによる地方経済への影響に対しては、状況の的確な把握と国の対策の早急・的確な運用に向け行政手続きの迅速性向上と負荷軽減を可能とするための徹底的な簡素化も不可欠となります。

これらを踏まえ、働く者や生活者の立場から、雇用・生活の安心・安定の確保に向けた緊急対策を要請致しますので、速やかに具体的な対応をお願い致します。

記

1. 雇用維持の支援
 - 雇用調整助成金や労働保険料納付猶予措置を含む各種助成金の活用を行わないまま、解雇が行われることが無いよう、利用に向けて事業者等へ制度の周知を図ること。
2. 需要急減の影響を受けた産業を中心とした支援
 - 事態の収束を見据えつつ、旅行、宿泊、交通、飲食等の、外出やイベント自粛で影響を大きく受けた産業を中心とした消費喚起策を展望すること。
3. 雇止め・内定取り消しの防止
 - 雇止めや内定取り消し（中途採用者・転職者含む）が安易に行われることのないよう、不当な雇止めや内定取り決しは無効となることなどを、企業等はもとより労働者や学生・学校にも周知徹底すること。
4. 失職者等に対する支援の強化
 - 国が特例的に財政拠出する、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて、必要な条例や規約制定の手続きを行うこと。
 - 無保険者による感染拡大を防ぐための国民健康保険料（税）減額特例措置を前提とした円滑な保険適用を進めること。
5. 安全衛生対策の強化
 - 暮らしを支えるインフラ事業で働く労働者の感染防止および事業場での蔓延防止の観点から、マスクや消毒薬などの優先購入や非常時のバックアップ体制に対する支援を強化すること。
6. 感染拡大防止対策の強化
 - 新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の一般外来と帰国者・接触者外来への確実・円滑な連携を行うこと。
 - 医療機関の診療継続のための衛生資材（マスク、防護服・消毒薬等）の確実な供給を行うこと。
7. 高齢者・生活困窮者などに対する相談支援の周知
 - 家族や地域の支援が得られにくい高齢者や生活困窮者に対する相談支援について、対応・周知を徹底すること。
8. 感染症拡大に伴う正しい情報の発進
 - 新型コロナウイルスに感染した、あるいは感染が疑われる市民に対するハラスメントや嫌がらせが起きないよう、また、誤った情報が拡散されないよう、正しい情報の発信や対応に向けて指導力を発揮すること。